

## 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(出席委員に関する措置)</p> <p><u>第89条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第121条 <u>表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第136条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第111条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不在委員)</p> <p>第121条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第136条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。